

京都市上下水道局告示第18号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和3年6月18日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市伏見区向島津田町70-56

棚橋工業所

棚橋 裕子

2 変更事項

(代表者の変更)

棚橋 一郎 から 棚橋 裕子 に変更

(上下水道局下水道部管理課)